平成 30 年度における行政不服審査法等の 施行状況に関する調査結果

- 国における状況 -

第1 調査目的等

1 調査目的

不服申立制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とすることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営の確保をその目的とするものである。

本調査は、改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)及び改正後の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)等に基づき、国及び地方公共団体に対して行われた不服申立ての件数、処理状況等の実態を把握し、その施行状況を広く国民に明らかにすることにより、不服申立制度の適正かつ的確な運用を図るための基礎資料を得ること等を目的として実施すものである。なお、今回は新法施行後2回目の調査となる。

2 調査対象機関

本府省庁等27機関(地方支分部局等を含む。以下「各府省等」という。)

調查対象機関:内閣官房、内閣法制局、原子力防災会議、特定複合観光施設区域整備推進本部、 人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、 金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力 規制委員会、防衛省、会計檢查院

3 調査対象事項等

① 調査対象期間

平成30年4月1日から31年3月31日まで

② 調査対象項目

調査対象とした不服申立ては、新法に基づき各府省等に対して行われた審査請求、再調査の請求及び再審査請求並びに旧法に基づく審査請求、異議申立て及び再審査請求である。

また、それぞれの調査対象となる不服申立てに関する不服申立件数、行政分野別件数、処理完了件数(平成30年3月31日以前に不服申立てが行われ、平成31年度内に処理した件数を含む。)、処理内容(認容、一部認容、棄却、却下等の別)、不服申立てから処理までに要した期間、次年度に処理を繰越した件数、標準審理期間の設定状況等について把握した。

第2 調査結果

1 行政不服審査法(新法)に基づく不服申立て

(1) 不服申立ての概況

ア 不服申立の状況

新法に基づき平成 30 年度に各府省等に対して行われた不服申立ては、41,256 件となっており、その内訳は審査請求 36,406 件(88%)、再調査の請求 2,527 件(6%)、再審査請求 2,323 件(6%)となっている。

また、前年度から繰越しされたものは、22,853件となっており、その内訳は審査請求 20,869件(91.3%)、再調査の請求 675件(3%)、再審査請求 1,309件(5.7%)となっている。

平成30年度に新たに不服申立てが行われたものと前年度からの繰越し分を合わせたものが、 平成30年度に処理すべき不服申立てとなり、これらの合計は64,109件となっている。その内 訳は審査請求57,275件*(89.3%)、再調査の請求3,202件(5.0%)、再審査請求3,632件 (5.7%)となっている。

なお、旧法に基づき不服申立てが行われたものは、29 件となっており、その内訳は審査請求 17 件、異議申立て 1 件、再審査請求 11 件となっている。

※一部案件については法を所管する府省等が複数のため重複計上がある。

① 審査請求

審査請求 57, 275 件の主な内訳は、出入国管理及び難民認定法関係 19,946 件 (34.8%)、情報公開・個人情報保護関係 *1 16,068 件 (28.1%)、社会保険関係 *2 10,568 件 (18.5%)となっている。

- ※1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に対する審査請求
- ※2 健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等に関する審査請求

② 再調査の請求

再調査の請求 3, 202 件の主な内訳は、国税通則法関係 2, 988 件 (93.3%)、国税徴収法関係 100 件 (3.1%)、関税法関係 93 件 (2.9%) となっている。

③ 再審査請求

再審査請求 3,632 件の主な内訳は、社会保険関係 2,435 件 (67.0%)、労働者災害補償保 険法関係 824 件 (22.7%)、生活保護法関係 296 件 (8.1%) となっている。

	区 分	分野別申立て件	数	
	総件数(1+2+3)	64,109件	100 %	
1	審査請求	57,275 件	89.3%	
	出入国及び難民認定法関係	19,946 件	31.1%	
	情報公開・個人情報保護関係	16,068 件	25.1%	
	社会保険関係	10,568 件	16.5%	
	その他	10,693 件	16.7%	
2	再調査請求	3,202 件	5.0%	
	国税通則法	2,988 件	4.7%	
	国税徴収法	100 件	0.2%	
	関税法関係	93件	0.1%	
	その他	21 件	0.0%	
3	再審查請求	3,632 件	5.7%	
	社会保険関係	2,435 件	3.8%	
	労働災害補償保険法関係	824 件	1.3%	
	生活保護法関係	296 件	0.5%	
	その他	77 件	0.1%	

⁽注) 各府省等からの報告に基づき当省が集計した。

イ 処理状況 (別表1・別表4参照)

平成30年度に不服申立てが行われたものに30年度以前の不服申立てを加えた64,109件のうち、不服申立人により取下げられた3,577件を除いた60,532件が30年度の各府省等の処理対象案件となる。

このうち平成30年度に処理(裁決・決定)が完了した案件は23,880件(39.5%)であり、処理が未了の案件は36,652件(60.5%)となっている。

① 審査請求

審査請求が申立てられた 57,275 件のうち、3,212 件が取下げられており、審査請求に係る処理対象案件は 54,063 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 19,669 件 (36.4%)、処理未了案件は 34,394 件 (63.6%) となっている。

② 再調査の請求

再調査の請求が申立てられた 3,202 件のうち、224 件が取下げられており、再調査の請求に係る処理対象案件は 2,978 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は 2,320 件 (77.9%)、処理未了案件は 658 件 (22.1%) となっている。

③ 再審査請求

再審査請求が申立てられた 3,632 件のうち、141 件が取下げられており、再審査請求に係る処理対象案件は 3,491 件となっている。

処理対象案件のうち、処理完了案件は1,891件(54.2%)、処理未了案件は1,600件(45.8%) となっている。

(表2)

国の機関における不服申立て区分別件数

区 分	不服申立件数	処理完了件数	処理未了件数	取下げ件数
宏木註北	57, 275 件	19,669 件	34, 394 件	3,212件
審査請求	(100%)	(34.3%)	(60.1%)	(5.6%)
再調査の請求	3,202件	2,320 件	658 件	224 件
丹嗣宜の請求	(100%)	(72.5%)	(20.5%)	(7.0%)
正宏木建士	3,632件	1,891件	1,600 件	141 件
再審査請求	(100%)	(52.1%)	(44.0%)	(3.9%)
合 計	64, 109 件	23,880 件	36,652件	3,577 件
	(100%)	(37. 2%)	(57. 2%)	(5.6%)

⁽注) 各府省等からの報告に基づき当省が集計した。

ウ 処理内容(別表2・別表4)

平成30年度に処理が完了した23,880件の裁決・決定の状況は、「認容」1,545件(6.5%)、「棄却」19,468件(81.5%)、「却下」2,679件(11.2%)等となっている。

なお、法に基づく不服申立て手続は、裁決によって終結することとされており、その内容は、 大別して、

- (ア) 不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分の取消し等を 行う「認容」、
- (イ) 不服申立てについて理由がないとして、不服申立人の主張を認めない「棄却」、
- (ウ) 法定の不服申立期間を超過している場合など不服申立てが不適法として本案の審理を 行わずに退ける「却下」

となっている。

① 審査請求

処理が完了した 19,669 件の内訳は、「認容」1,091 件 (5.5%)、「棄却」16,019 件 (81.4%)、「却下」2,404 件 (12.2%)、その他 (一部棄却、一部却下) 155 件 (0.8%) となっている。

② 再調査の請求

処理が完了した 2,320 件の内訳は、「認容」332 件 (14.3%)、「棄却」1,820 件 (78.4%)、「却下」159 件 (6.9%) となっている。

③ 再審査請求

処理が完了した 1,891 件の内訳は、「認容」122 件 (6.5%)、「棄却」1,629 件 (86.1%)、「却下」116 件 (6.1%) となっている。

(単位:件、%)

区分	不服申立		処	理	件	数			
	件数				処	理	結	果	
			認	容	棄	却	却	下	その他
審査請求	57, 275	19, 669		1,091	-	16, 019		2, 404	155
街 旦明小		100		5.5		81.4		12. 2	0.8
再調査請求	3, 202	2, 320		332		1,820		159	9
计则且明不		100		14.3		78. 4		6. 9	0.4
再審査請求	3, 632	1, 891		122		1,629		116	24
计 留且明不		100		6.5		86. 1		6. 1	1. 3
合 計	64, 109	23, 880		1, 545		19, 468		2, 699	188
	04, 109	100		6.5		81.5		11.2	0.8

(注1) 各府省等からの報告に基づき当省が集計した。

(注2) その他は、不服申立てをした者の死亡による手続の終了など裁決によらずに終結したものである。

エ 処理期間(別表3・別表4・別表5参照)

処理が完了した 23,880 件の不服申立てから処理完了に至るまでに要した期間は、「3か月以内」5,871 件 (24.6%)、「3か月超6か月以内」4,045 件 (16.9%)、「6か月超9か月以内」4,719 件 (19.8%)、「9か月超1年以内」6,102 件 (25.6%)、「1年超1年3か月以内」1,205件 (5.0%)、「1年3か月超1年6か月以内」750件 (3.1%)、「1年6か月超1年9か月以内」320件 (1.3%)、「1年9か月超2年以内」319件 (1.3%)、「2年超」549件 (2.3%) となっている。

①審査請求

平成 30 年度に処理が完了した審査請求 19,669 件については、裁決までの期間が 1 年以 内の案件が 16,774 件 (85.3%) と大宗を占めている。一方、その処理に 1 年を超えるもの は 2,895 件 (14.7%) となっている。また、2 年を超えるものは 453 件 (2.3%) となってい る。

審査請求の処理に1年超を要した2,895件を分野別にみると、情報公開・個人情報保護関係975件(33.7%)、出入国管理難民認定法関係1,533件(52.9%)、社会保険関係129件(4.5%)等となっている。

また、それらの各府省等別の内訳をみると、法務省 1,566件(54.1%)、防衛省 728件(25.1%)、厚生労働省 333件(11.5%)、財務省 81件(2.8%)等となっている。

処理に1年を超える期間を要している2,895件のうち、行政不服審査法に基づき、審理員を指名し、審理員意見書を踏まえた行政不服審査会等への諮問を経て裁決を行うという一般的な手続を行い処理が完了した143件の長期化の要因を確認したところ、次のとおりであった。

(1)「審理員指名」(審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上(補正に要

した期間を除く。)の期間を要したこと)とするもの102件(71%)

- (2)「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの96件(67%)
- (3)「諮問手続」(行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、審理員意見書の提出を受けてから、諮問を行うまでに1月以上の期間を要したこと)とするもの17件(12%)
- (4)「答申手続」(行政不服審査会等へ諮問を行ったもののうち、諮問から答申までに3月以上の期間を要したこと)とするもの13件(9%)
- (5)「裁決手続」(行政不服審査会等の答申(行政不服審査会等への諮問を経ないで裁決を行った場合には、審理員意見書の提出)を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの60件(42%)
- (6) その他((1) から(5) 以外の処理の長期化要因となる特異な事情があったこと)とする もの14件(10%)

(表4) 国の機関における不服申立て種類別・処理期間別件数

(単位:件、%)

区分	不服申				処	理 期	間易	別内	訳		
	立て件	処理済		1年	未満	长満			1年超		
	数	件数	3 か月	3 ~ 6	6 ~ 9	9 か月	1年超1	1 年 3	1 年 6	一年 9	2 年超
			以内	月か月	か月	~1 年	年 3 か	か月超	か月超	か月超	
						以内	月以内	1 年 6	1 年 9	2 年超	
								か月以	か月以		
								内	内		
審査請求	57, 275	19, 669	3, 589	3, 874	3, 528	5, 783	1,097	720	312	313	453
		100	18. 2	19. 7	17.9	29. 4	5. 6	3. 7	1.6	1.6	2. 3
再調査の	3, 202	2, 320	2, 275	11	5	11	18	0	0	0	0
請求		100	98. 1	0.5	0.2	0.5	0.8	0. 0	0.0	0.0	0.0
再審査請	3, 632	1, 891	7	160	1, 186	308	90	30	8	6	96
求		100	0. 4	8. 5	62. 7	16. 3	4.8	1. 6	0. 4	0. 3	5. 1
A -31		23, 880	5, 871	4, 045	4, 719	6, 102	1, 205	750	320	319	549
合 計	64, 109	100	24. 6	16. 9	19.8	25. 6	5. 0	3. 1	1. 3	1. 3	2. 3

(注) 各府省等の報告に基づき当省が集計した。

②再調査の請求

平成30年度に処理が完了した2,320件について、再調査の請求から決定までの期間は、「3か月以内」2,275件(98.1%)、「3か月超6か月以内」11件(0.5%)、「6か月超9か月以内」5件(0.2%)、「9か月超1年以内」11件(0.5%)、「1年超1年3か月以内」18件(0.8%)となっている。

③ 再審査請求

平成30年度に処理が完了した1,891件について、再審査請求から裁決までの期間は「3か月以内」7件(0.4%)、「3か月超6か月以内」160件(8.5%)、「6か月超9か月以内」1,186件(62.7%)、「9か月超1年以内」308件(16.3%)、「1年超1年3か月以内」90件(4.8%)、「1年3か月超1年6か月以内」30件(1.6%)、「1年6か月超1年9か月以内」8件(0.4%)、「1年9か月超2年以内」6件(0.3%)、「2年超」96件(5.1%)となっている。

再審査請求の処理に 1 年を超える期間を要した 230 件を分野別にみると、社会保険関係が 112 件 (48.7%)、労働災害補償保険法関係が 94 件 (40.9%)、生活保護法関係が 18 件 (7.8%) 等となっている。

またそれらの各府省等別の内訳をみると、厚生労働省が 226 件 (98.3%)、国土交通省が 4 件 (1.7%) となっている。

さらに、処理に1年を超える期間を要している230件のうち、行政不服審査法に基づき、 審理員を指名し、審理員意見書を踏まえた裁決を行うという一般的な手続を行って終結した23件について、長期化の要因を複数回答により回答を求めたところ、次のとおりであった。

- (1)「審理員指名」(審査請求を受けてから、審理員の指名を行うまでに1月以上(補正に要した期間を除く。)の期間を要したこと)とするもの21件(91%)
- (2)「審理員審理」(審理員の指名から審理員意見書の提出までに6月以上の期間を要したこと)とするもの22件(96%)
- (3)「裁決手続」(審理員意見書の提出を受けてから、裁決を行うまでに1月以上の期間を要したもの)とするもの17件(74%)

(2) 審査請求の処理体制(別表6参照)

各府省等 46 機関(外局等を含む)における審査請求の処理体制に係る標準審理期間の設定状況及び審理員候補者名簿の作成状況は、次のとおりである。

① 標準審理期間の設定状況

各府省等 46 機関のうち、標準審理期間(設定は努力義務)について、全ての手続で設定している機関は2機関(5%)、一部の手続のみで設定している機関は4機関(8.7%)、未設定の機関は40機関(87.0%)となっている。

未設定の理由については、審査請求の処理実績が少ないなどの理由により現状は未設定であるが今後の状況をみて設定予定と回答した機関が22機関(47.8%)、現在具体的に検討している機関が3機関(7.4%)となっている。

また、未設定の理由に「その他」と回答した機関(21機関)は、①案件のほとんどが「情報公開・個人情報保護関係」であり、すでに各省申合せで処理期間が設定されているためとする機関が7機関、②実績がほとんどないためとする機関が6機関、③案件が多種多様であり、処理期間も多様であり、一律に処理期間を設定できないためと回答した機関が5機関等となっている。

なお、標準審理期間を設定済みの機関における公表方法は、一部設定の機関を含めた6機関 (13.0%) は、いずれも「ホームページ」に掲載する方法をとっている。

② 審理員候補者名簿の作成状況

各府省等 46 機関のうち、審理員候補者名簿(作成は努力義務)を「全部作成」している機関は3機関(6.5%)、「一部未作成」としている機関は3機関(6.5%)あり、他の 40 機関(87.0%)は「未作成」としている。

未作成の理由について、各府省等の回答では、「審査請求の内容(行政分野)等により審理 員に指名する職員がそれぞれ異なるため」が 11 機関、「審査請求の実績が少ないため」が 18 機関、「検討中」が 2 機関、「その他」が 20 機関となっている。

なお、「その他」の具体的内容として①審査請求は、案件のほとんどが「情報公開・個人情報保護関係」であり、審理員に関しては行政不服審査法の適用が除外されているためとする機関が17機関、②原処分について、行政不服審査法第2章の適用が除外されているためとする機関が8機関となっている。

また、審理員候補者名簿を作成している3機関による名簿の公表方法は、いずれも「ホームページ」に掲載する方法をとっている。

2 旧法に基づく不服申立ての処理状況(別表7参照)

ア 審査請求

① 申立件数

平成 29 年度以前に旧法に基づき不服申立てがされて、平成 30 年度時点においてもその処理が係属中の審査請求は 4,809 件 (99.6%) となっている。また、平成 30 年度に新たに申し立てられ旧法が適用される審査請求が 17 件 (0.4%) あり、これらを合わせると 4,826 件となっている。

② 処理件数

旧法が適用される審査請求 4,826 件のうち、処理完了案件は 51 件 (1.1%) あり、その処理結果は、「認容 (容認)」6 件 (11.8%)、「棄却」33 件 (64.7%)、「却下」11 件 (21.6%)、「その他」 (21.6%) となっている。

(注) 「その他」は、不服申立てをした者の死亡による手続の終了など裁決によらずに終結したものである。

処理期間

処理済の 51 件について、処理期間をみると、「2年以内」22 件(43.1%)、「2年超3年以内」8件(15.7%)、「3年超5年以内」12件(23.5%)、「5年超」9件(17.6%)となっている。

④ 取下げ件数

旧法が適用される審査請求4,826件のうち、取下げ案件は2件となっている。

④ 処理未了件数

旧法が適用される審査請求 4,826 件のうち、未処理案件は 4,773 件 (98.9%) あり、このうち、未処理期間について、「2 年以内」が 23 件 (0.5%)、「2 年超 3 年以内」が 156 件 (3.3%)、「3 年超 5 年以内」が 3,953 件 (82.8%)、「5 年超」が 641 件 (13.4%) となっている。

イ 異議申立て

① 申立件数

平成 29 年度以前に旧法に基づき不服申立てがされて、平成 30 年度時点においてもその処理が係属している異議申立ては 8,463 件 (99.8%) となっている。また、30 年度に新たに申し立てられ旧法が適用される異議申立て 1 件 (0.0%) あり、これらを合わせると 8,464 件となっている。

② 処理件数

旧法が適用される異議申立て 8,464 件のうち、処理完了案件は 1,286 件(15.2%) あり、処理結果をみると、「認容(容認)」60 件(4.7%)、「棄却」1,136 件(88.3%)、「却下」88 件(6.8%)、「その他」2 件(0.2%) となっている。

② 処理期間

処理が完了した 1,286 件の処理期間は、「2 年以内」1 件 (0.1%)、「2 年超 3 年以内」237 件 (18.4%)、「3 年超 5 年以内」923 件 (71.8%)、「5 年超」125 件 (9.7%) となっている。

③ 処理未了件数

旧法が適用される異議申立て 8,464 件のうち、処理未了案件は 6,836 件(80.8%) ある。このうち、未処理期間については、「2 年超 3 年以内」が 53 件(0.8%)、「3 年超 5 年以内」が 6,572 件(96.1%)、「5 年超」が 211 件(3.1%) となっている。

ウ 再審査請求

① 申立件数

平成 29 年度以前に旧法に基づき不服申立てがされて、平成 30 年度時点においてもその処理が係属している再審査請求は 3,887 件 (99.7%) となっている。また、30 年度に申し立てられ旧法が適用される再審査請求は 11 件 (0.3%) あり、これらを合わせると 3,898 件となっている。

② 処理件数

旧法が適用される再審査請求 3,898 件のうち、処理完了件数は 2,382 件 (61.1%) であり、処理結果をみると、「認容(容認)」 5 件 (0.2%)、「棄却」 2,344 件 (98.4%)、「却下」 33 件 (1.4%) となっている。

③ 処理期間

処理済の 2,382 件について、処理期間をみると、「2年以内」が 54 件 (2.3%)、「2年超 3年以内」が 1,483 件 (62.3%)、「3年超 5年以内」が 837 件 (35.1%)、「5年超」が 8件 (0.3%) となっている。

④ 処理未了件数

旧法が適用される再審査請求 3,898 件のうち、処理未了案件は 1,507 件 (38.7%) であり、このうち、未処理期間について、「2 年以内」が 462 件 (30.7%)、「2 年超 3 年以内」が 139 件 (9.2%)、「3 年超 5 年以内」が 563 件 (37.4%)、「5 年超」が 343 件 (22.8%) となっている。

用 語 集

【行政不服審査法】

行政庁の処分その他の公権力に当たる行為(以下「処分」という。)に関する不服申立ての一般的な制度を定めた法律。昭和37年に制定され(旧法:昭和37年法律第160号)、平成26年に全面改正された(新法:平成26年法律第68号。平成28年4月施行)。概要は、20ページ「参考2」を参照。

【審査請求】

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つ。

旧法においては、処分庁等(処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁をいう。以下同じ。)以外の行政庁に対して行う不服申立てとされており(旧法第3条第2項)、処分についての審査請求は、処分庁(処分をした行政庁をいう。以下同じ。)に上級行政庁がある場合のほか、法律(条例に基づく処分については、条例を含む。)に特に定めがある場合にすることができることとされていた(旧法第5条)。

新法においては、旧法における異議申立てに相当する部分も含め、基本的な不服申立ての類型が 審査請求に一元化され、処分庁等に上級行政庁があるか否かにかかわらず、審査請求によることと されている(新法第2条)。

【再調査の請求】

新法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合に、審査請求の前段階の 手続として、処分庁に対してすることができる(新法第5条)。

【再審査請求】

新法及び旧法による不服申立ての類型の一つで、個別法に特別の定めがある場合等に、審査請求の裁決を経た後に行う不服申立てのこと(新法第8条、旧法第8条)。

【異議申立て】

旧法による不服申立ての類型の一つで、処分庁等に対して行う不服申立てのこと(旧法第3条第2項)。

処分についての異議申立ては、処分庁に上級行政庁がない場合のほか、法律に特に定めがある場合にすることができることとされていた(旧法第6条)。

【認容】

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて理由があるとして、不服申立人の主張を認め、原処分の取消し等を行うこと(新法第46条第1項等)。

【棄却】

裁決等の態様の一つで、不服申立てについて、理由がないとして、不服申立人の主張を認めないこと (新法第45条第2項等)。

【却下】

裁決等の態様の一つで、法定の不服申立期間を超過しているなどの場合に、不服申立てが不適法 として(本案の審理を行わずに)退けること(新法第45条第1項等)。

【総代】

多数の人が共同して審査請求などの不服申立てをしようとするときに、共同不服申立人が互選により選任する手続を行う代表者のこと。審理員等(不服申立ての審理手続を行う審理員、審査庁等をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、総代の互選を命ずることができる(新法第11条第2項等)。総代は、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、その不服申立てに関する一切の行為をすることができる(同条第3項等)。

【審理員】

審査庁(審査請求を受けた行政庁をいう。以下同じ。)等の指名により、審理手続を行う職員のこと。新法において新たに設けられたもので、委員会等が審査庁である場合や、審査請求が不適法であることが明らかである場合等を除き、審査請求の審理手続は、審査庁ではなく審理員が行うこととされている(新法第9条第1項)。

審理員は、弁明書の提出要求や口頭意見陳述の実施などの審理手続を主宰することとされており、 審理手続の終結後は、その結果を審理員意見書として審査庁に提出することとされている(新法第42条)。

【行政不服審査会】

新法に基づき、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックすることを 目的に総務省に置かれた機関(審議会等)で、審査庁である各省大臣等からの諮問を受けて調査審議 を行い、答申を行う。なお、地方公共団体に対する審査請求については、地方公共団体に置かれる同 様の機関が諮問を受けることとされている(新法第43条第1項)。

行政不服審査法(新法)の概要

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を 定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保

(行政庁の処分に関する**不服申立てについての一般法**(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

<不服申立ての対象等>

【対象】

○行政庁の全ての<u>処分</u>・<u>申請に対する不作為</u>

※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

- ○処分に<u>不服がある者</u>(不作為の場合は**申請をした者**)
 - ※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は 必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。 (取消訴訟の原告適格と同範囲)

【不服申立期間】

- ○処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月 (原則)
 - ※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【 処理 (裁決・決定) 】

- ○申立てに理由あり ⇒ 認容
- ○申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
- ○申立てが**不適法** ⇒ <u>却下</u>
 - ・処分の場合 原処分の取消し・変更
 - ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言** ※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)を する(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

